

会 議 録

会議名 (審議会等名)	清掃関連施設整備基本計画検討会議（第7回）		
事務局 (担当課)	小金井市環境部ごみ対策課		
開催日時	平成29年9月26日（火）午後6時30分から午後8時50分まで		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室		
出席者	委員	<出席者：7名> 四阿会長・岡山副会長・三島委員・石倉委員・佐野委員・三橋委員・柿崎委員 <欠席者：1名> 吉田委員 ※二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会は欠席の扱いとする	
	事務局	小野ごみ対策課長・藤田ごみ処理施設担当課長・石阪中間処理場担当課長・富田・信岡・佐藤・山下	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	5人
会議次第	0 開 会 1 報告事項 報告1 第6回検討会議について 報告2 第7回協議会の報告 報告3 市外施設見学会について 2 協議事項 議題1 第6回検討会議でのご意見等の整理 議題2 施設配置・動線計画について 議題3 清掃関連施設整備基本計画（素案）について 3 その他 ① 次回開催候補日 月 日（ ）		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	次回開催予定 平成29年 月 日（ ）		

開 会

○四阿会長 今日吉田委員が欠席で、石倉委員が少し遅くなると伺っております。定刻になりましたので始めさせていただきますと思います。

もう第7回となりますが、小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議を開催したいと思います。

委員の出席状況・資料確認

○四阿会長 それでは、本日の出席状況、それから配付資料につきまして、改めて事務局からお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 本日の委員の出席状況でございますけれども、今会長からご発言がありましたとおり、吉田委員は欠席のご連絡をいただいております。石倉委員につきましては少し遅れてお見えになられるというご連絡をいただいているところです。

また、二枚橋焼却場跡地周辺の関係団体の代表者につきましては、この間開催されました協議会で委員選出には至っておりませんので、本日も欠席扱いとさせていただきます。次回の二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会は10月17日の開催予定でございますけれども、引き続き検討会議委員をご選出いただきたい旨、お願いをさせていただき所存でございます。

続きまして、本日の配付資料について説明をさせていただきます。

委員の皆様へ、事前配付資料といたしまして、「本日の次第」を含め、クリップどめの資料を送付させていただいております。クリップを外していただきまして、ご確認ください。

最初に「次第」でございます。

検7-1として「第6回検討会議について」、検7-2として「第7回協議会の報告」、検7-3として「市外施設の見学会について」、検7-4として「第6回検討会議でのご意見等の整理」、検7-5として「施設配置・動線計画について」、検7-6として「清掃関連施設整備基本計画（素案）について」でございます。

不足等ございましたら、事務局にお伝えください。以上でございます。

○四阿会長 資料のほう、よろしいでしょうか。

1. 報告事項

報告1 第6回検討会議について

報告2 第7回協議会の報告

報告3 市外施設見学会について

○四阿会長 そうしましたら、報告事項から次第に沿って進めてまいりたいと思います。

○佐野委員 つまらないことを質問しますけれども、今日の次第の26日（月）となっているのは訂正をしないと先に進まないのではないかと。

○小野ごみ対策課長 申しわけありません。本日の次第、「平成29年9月26日（月）」と書いてありますけれども、「(火)」の誤りでございます。申しわけございません。訂正をお願いいたします。

○四阿会長 今日は6時半からということで、いつもよりも30分遅く、終了予定時間が8時半ということで遅くなりますが、皆さんお疲れかと思えますけれども、よろしくをお願いいたします。

報告事項の進め方については、いつもと同様に報告1～3まで一括して事務局でご説明いただき、その後質疑ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○四阿会長 では、お願いします。

○小野ごみ対策課長 それではまず報告1「第6回検討会議について」を説明させていただきます。資料検7-1をご覧ください。

前回、平成29年7月10日に開催し、報告事項として第5回検討会議、第6回協議会について報告いたしました。

協議事項といたしましては、第5回検討会議でのご意見等の整理、主要機器設備形式の検討、事業方式の評価について説明をさせていただき、ご協議いた

できました。

第6回検討会議で出されたご意見等については、資料検7-4で後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、報告2でございます。「第7回協議会の報告」でございます。資料検7-2をご覧ください。

平成29年9月13日に二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会、9月22日に中間処理場運営協議会を開催してございます。配付資料は、両協議会ともに同じものでございます。第6回協議会と第6回検討会議、市外施設見学会について報告をしております。

協議事項といたしましては、添付いたしました協議会資料に沿って説明をさせていただきますので、お読み取りください。

質疑につきましては、両協議会ともに、今後の清掃関連施設整備基本計画の策定スケジュールの説明などの意見交換が行われました。市といたしましては、2つの候補地での施設整備について両協議会を通じてご理解をいただき、施設整備に対するご要望などを伺いながら引き続き対応させていただきます。

また、二枚橋の協議会からの検討会議の委員選出につきましては、協議事項に時間を要したため、選出には至りませんでした。

次回の協議会の開催については、平成29年10月17日に二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会、10月20日に中間処理場運営協議会を予定してございます。

続きまして、資料検7-3をご覧ください。「市外施設の見学会について」でございます。平成29年6月23日に中間処理場運営協議会、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の両協議会委員と町会等の参加希望をいただいた皆様を対象に、この4月に新たに稼働を開始した武蔵野市クリーンセンターの見学会を開催いたしました。クリーンセンター建設までの経過や外観のデザイン、見学者コースなどを見学し、資料に記載された説明や質疑がありましたので、お読み取りをいただければと思います。

報告事項の1～3については、以上でございます。

○四阿会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項1～3につきましてご質問等ございますでしょうか。

○**佐野委員** 直接関係があるかどうかは、ちょっと。私には非常に関心のあることですが、検7-3、武蔵野市クリーンセンターに見学なされた。これは我々が今検討しているのと施設の目的が全く違うところで、何を目的に行ったのか。よく「市民に開かれた」とか「市民のことを検討してつくられた」というようなことを言われていますけれども、それは我々が今度検討する中にそういう項目は入っているのでしょうか。

○**四阿会長** この見学会について、検討会メンバーにはお話はなかったような気がいたしますけれども、どういう趣旨でされたのか、事務局からご説明いただければと思います。

○**小野ごみ対策課長** 二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の協議の中で、武蔵野市クリーンセンターの施設見学もぜひ行ってみたいというお声がありました。それで企画をさせていただいたものでございます。私どもも何回か武蔵野市クリーンセンターには見学に行っているのですが、見学者コースとか地域に根づいた施設づくりというところを非常に丁寧にされている施設でございまして、その観点から私どもも基本計画をつくっているところでございますが、「清掃関連施設整備の検討の施設整備に当たっての基本方針」などのところに「市民に開かれた施設づくり」という項目もございまして、その観点から見学を企画させていただきまして、多くの方にご参加をいただいたところでございます。今回の資料にも記載されてございますけれども、私どもとして非常に多くの今後の施設整備に当たってのヒントとなる部分についても皆様方からご質問等いただいておりますので、今後の参考になるのかなとは思っております。

○**佐野委員** そういう話はちょっと理解しがたいのですが、資源物の処理という中で、武蔵野市は自分のところでやらないで民間委託をしている。それも市内ではなくて市外に出しているというようなことをここに書かれていますよね。それは武蔵野市は許されて小金井市は許されないという、今までの話でいくとそういうような。小金井市の中でそういうことをやってくれる会社がないので自分のところでやるのだという議論をされていたと思うのですが。

こういうところに見学に行くのはいいですが、今この検討委員会が

検討しているようなことと整合性がとれないようなところを見学に行く目的は何なのかなど。今の話で市民に開かれたというところだけを見にいったのだというお話ですけれども、それは説明ができることなのではないでしょうか。

○**四阿会長** 私から言うのもちょっとおかしいのですが、これは協議会の方々の希望だということが一つと、私の記憶している限りでは武蔵野市は前の焼却施設をつくるときにかなりいろいろとありまして、市の敷地、市庁舎の隣につくったというのが当時もかなり注目されたものかと思います。

私もこのクリーンセンターはまだ見たことがないのですが、その流れの中でこういうものをつくったという意味で地域に開かれたというのですか、その点に関しては協議会の方々が見る意義があったのかなど、私も行きたかったなと思っている次第ですけれども。

○**佐野委員** わかりました。

この項目で最後の質問ですけれども、その他のところを説明していただけますか。そこが私には一番関心があるところですが。

○**事務局（富田）** おっしゃっているのは、「市内の商業施設での自主回収については、市が支援する方法を考えていかなければいけないと考えている。」という項目の部分ですよね。

ここの項目と内容の部分については、当日見学をした際に施設側の担当のセンター長のご案内くださりまして、質疑に対してお答えをいただいた部分などが含まれています。

先ほど佐野委員がおっしゃられたような、武蔵野市では可燃ごみ処理と不燃ごみ処理について行っているけれども、資源物については市外処理などがあるというお話もその会の中であったのですけれども、それについてそのような状況を最適と考えていらっしゃるのかどうなのかとか、いろいろざっくばらんなご質問がご参加の方からありました。センター長からも、可能であればご自身の地域の中での処理が望ましいとは思いますが、いろいろな諸般の事情により現状はこのようになっており、きちっと適正な処理をしていますというようなご説明がありました。それはこちらの資源物の処理の項目などで記載しているとおりです。

その中で、自主回収についてどのような取り組みをされていますかというよ

うなご質問があり、その中でお答えいただいたのが施設のセンター長ということで、ごみの減量の啓発に関する部署の所管の課長ではいらっしゃらなかったというところはあるのですけれども、自主回収という取り組みについて武蔵野市としても市が推進していく考え方は持っているので、何らか支援する方法があるのであればそういうものも積極的に考えたいというようなお答えがあったということでした。

○佐野委員 もう最後の質問で終えたかったですけれども、商業施設が自主回収したものは、事業所の廃棄物ですよね。今、東京都がそれに対して考え方をいろいろ整理していると思うのですけれども。何が言いたいかという、二枚橋の協議会でこれに関することの質疑がありますよね。

○小野ごみ対策課長 容りのことですか。

○佐野委員 いや、もっと事業所が回収すべきだと。そのようにすればこれからつくる施設は小さくて済むのではないかという質問があつて、それに対して行政の側はそれとこれとは話が違うという回答をされていると思うのです。

○小野ごみ対策課長 今のところは多分正確ではないので、それとこれとは話が違うということは言っていないですね。

○佐野委員 いや、ここの施設は行政回収をする、市民が出したものについてやるという検討の場だというような回答をされていますよね。

○小野ごみ対策課長 正確に言うとそういう回答はしていなくて、今現在の基本計画に基づいて施設規模については今検討していますというお話はさせていただきます、自主店舗の拡充の必要性は認識しているので、そこは引き続き努力していきたいということはお話をしていますけれども、今つくっているものと関係性がないということは言っていないと。

○佐野委員 後で、では議事録を確認してください。私はそのようにやりとりされたのだなと理解していたものですから。

○小野ごみ対策課長 確認させていただきます。

○四阿会長 検討会の中でもその辺の話があつたように記憶しているのですが、資源回収のシステムをどうするかという話に関してはものすごく重要な話であると思うのですけれども、少なくとも今現在のこの検討会でやる目的としては、今現在の回収システムに関してはそのままで、この施設に関してはどういう対

応をしていったらいいのかということを検討するということではないかなと思うのです。

私もこの辺のことをよくわからないのですが、商業施設が回収するというのは非常に重要なシステムであるとは思いますが、例のEPRですとかそういう話の中でどこまで突っ込んでいくかというのは、またそれはそれで大変難しい話になってくるし。

○佐野委員 法律の立てつけで考えるといろいろ検討しなければいけないことがありますよという。

○四阿会長 法律も出てきますし、ただ法律に関しては今曖昧なことを言ってしまうのがないのですが、ちょっとやめておきます。

○佐野委員 なぜこのところに反応するかというと、こういう文章が残ってしまうと、今施設の担当の人が言ったことで、ごみ対策課の責任者が言った言葉ではないというようなことの説明があれば理解できますけれども、それがないままにここにぽんと書かれると、これは武蔵野市の考えかなと私は受け取ったものですから。

○四阿会長 これは見学会での情報ということですから。

○佐野委員 いや、先ほどの説明で、これはこのクリーンセンターのセンター長が言ったことであって、こういうことを進めるところの人が言った言葉ではないというご説明でしたよね、今。

○小野ごみ対策課長 おそらく減量の担当課長がその日、私もそうだったのですけれども別の会議があって行けなかったのです。本来はごみの減量の担当課長も同席をさせていただいて質問に対してお答えをする予定ではあったのですが、実際にはクリーンセンターのセンター長しかいらっしゃらなかったという状況の中で、お答えをさせていただく範囲内のことが書いてあります。実際に減量の担当課長がもしその場にいらっしゃった場合はもうちょっと表現は違ったのかなと思うのですけれども、あくまでもセンター長の発言の中での記載ということでご理解をいただければと思うのですけれども。

○佐野委員 だから、それはこの文章からはそういうことがわかりませんよね。

○四阿会長 でも、それは見学会のその報告書ということですから、こういう発言があったということだけでよろしいのではないのでしょうか。

○三橋委員 僕も佐野さんと同じような疑問を実は持って、質問しようと思ったのですが、この内容というのが先方の言葉なのか、それとも、その場で意見交換する中で二枚橋の方の発言とかそういうところから出てきて、それを市のほうでまとめられたのかどうか、そのあたりはこれだけだとわからなかったところは正直ありました、内容という点で。ですので、正直なところ、例えば「資源物の処理」のところでもびん、缶、ペットボトルは民間の処理施設で行っているということは事実としてあるのですけれども、3番目の「永続的な処理の安定性については検討していかなければならない」というような発言をどなたがしたのかなと思ったところではあるのです、まとめ方としてですけれども。これは先方が言われたのか、二枚橋なり中間処理場の運営の委員の方が発言されたのか、それとも市のほうで何かあったのか、そういうのがわからなかったところがあったので、そのあたりは整理しておいたほうがいいのかと思いました。

○四阿会長 誤解のないように、内容のところに。

○佐野委員 極端な言い方をしますと、この書類の扱いをどうするかです。この検討会議の中の資料にするのかしないのかということです。

○四阿会長 これは報告事項ということで、協議会対象の見学会がありましたよと、その中でこういう情報がありましたということで、誤解のないようにするならば内容のところに「武蔵野市クリーンセンター側からの説明」というような形でつけ加えておけばいいのではないのでしょうか。

○三島委員 参加した立場から言いますと、質疑応答というのはそれほど時間的になかったのです。だから、ここに記載されているのは武蔵野市クリーンセンターの長が説明した内容だと理解されたほうがいいと思います。

○三橋委員 それがわかればいいのではないかと思いますけれども。

その上で僕がもう1個質問したかったのは、二枚橋なり中間処理場の運営委員の方が行かれてどのような反応というか、これをもとにして、もともとの目的というのがあれば、そこの部分に関して今後の協議会なりあるいは検討会議の中で示唆するようなものがあったのか、なかったのかというところが一番大事なところだと思っていますので。

○四阿会長 その点で言えば、三島委員からも補足がありましたけれども、も

し何かほかにつけ加えることがあればご紹介いただければと思いますけれども。

○小野ごみ対策課長 二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の会議録がまだできていないので、あくまでも私の記憶の中での発言ですけれども、実際に参加された方の中から武蔵野市クリーンセンターは外観が雑木林をイメージしてつくられているという状況の中で、今後、小金井も施設整備に当たっては、例えばですけれども二枚橋焼却場跡地がこれから決まっていた場合については公園に挟まれているところなので、そういうところはきちっと調和のとれた施設づくりをしてほしいねというご意見はあったように記憶してございます。

○三橋委員 クリーンセンターは本当にいろいろなところが示唆に富むところですが、焼却場は我々が扱う処理場とまた違うところがあるので、今回我々には声がかからなかったのかなとは思ってはいますけれども、一方で、建設場所を決める際の経緯なども、それこそコンサルの方を住民側にもつけたりとかいろいろとやられているという話を聞く中でいろいろと示唆に富むところがあったと思いますので、そういう中で両協議会の方たちがこういった施設を見学される中で感じたことというのは非常に大きいのかなと思いますので、またそれは別途お聞かせいただければいいかなと思います。

○四阿会長 三島委員、いかがでしょうね。

○三島委員 どういうところに立地しているかというのはご存じだと思うのですが、市役所の真ん前なのです。それで一画がずっとグリーンというか緑に囲まれた中に違和感のない建物という存在感ですよ。最初、バスを降りてぱっと見たときに、おやという感じぐらいの違和感のない、全体の雰囲気の中にマッチした建物という感じ、中に入ってみても新しい機械がずっと見学できる。見学通路をずっと歩きながら説明を聞きながら、それで最後にまとめみたいな形で説明を受けたのですけれども、ごみ処理施設ということよりも、ごみ処理をどうしているのか、市民の皆さんこのようにやっているということを何となく教えているような、そういう雰囲気だったですね。

これからつくっていくのであれば、市民の皆さんにも理解していただけるようなそういう設備、施設という形、それから周りの雰囲気にマッチした、公害のない、不愉快な感じのしない、においのない、そういう施設にすべきなのだろうという形でみんな感想をもったようです。

○四阿会長 その見方は、今のこちらの検討会の中の施設に関してはほとんど触れてこなかったことですね。今後また触れられればと思いますが。

ほかにはございませんでしょうか。

2. 協議事項

議題1 第6回検討会議でのご意見等の整理

○四阿会長 そうしましたら、協議事項に移りたいと思います。

議題1の説明からお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 それでは議題1「第6回検討会議でのご意見等の整理」について説明をさせていただきます。資料検7-4をご覧ください。前回の会議での主な議論のまとめとなっております。

4-1ページ、一番最初のページをご覧ください。「今後のスケジュールや会議の進め方はどうなっているのか。」というご意見をいただきました。

「パブリックコメントを実施するという形であれば、どんなに遅れても12月にはパブリックコメントとして募集をしないと間に合わないと思っている。二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会からパブリックコメントを実施しない形で提案をいただいております、今内部で検討させていただいている。」と回答させていただきました。今後のスケジュールについては後ほど説明させていただきます。

続きまして、主要機器設備形式の検討について「コストに関する検討はなされていないのか。」というご意見をいただきました。

「機能面、それぞれの方式のメリット、デメリット、それからコスト面を総合評価という形でさせていただいている。」と回答させていただきました。

続いて、「個々の機器に対しての評価はあると思うが、オペレーション上組み合わせによって何か効果があったりするものなのか。」というご意見をいただきました。

「今回は収集が別のものに対してそれぞれラインをつくるので、個々の評価だけで決めてよい。」と回答させていただきました。

続きまして、4-2ページをご覧ください。VFM（バリュー・フォー・マ

ネー) の考え方について「総事業費の話をしているのか、市の負担額の話をしているのか。目的によって評価の仕方も変わってくると思うので、まず目的を整理する必要がある。」というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、「総事業費＝公共負担と考えてもらえばよい。民間から資金調達をするDBO(デザイン・ビルド・オペレート)の場合は金利も含めた金額を分割で市が払うだけなので、結局市が負担していく。国の負担分に関しても引いているので、総事業費というよりも市の負担額で計算したものがVFMだと思ってもらえばよい。」と回答させていただきました。

続きまして、「従来型発注方式に対するIRR(内部収益率)がないというのは何か意味があるのか。」というご意見をいただき、「ここではあくまでも自己資本に対する内部収益率ということで、SPC(特別目的会社)の資本金、いわゆる初期投資に対する内部収益率なので、SPCを設立しない公設公営に関しての指標はそもそも考えられないと定義している。」と回答させていただきました。

続きまして、「従来型とDBOやBTO(ビルド・トランスファー・オペレート)を比較する軸はほかに何かあるのか。」というご意見をいただき、「それがVFMということである。PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)事業を採用するかどうかをVFMで評価し、民間に出資してもらうのであれば自己資本の内部収益率や償還基金の余裕率がどういう方式だったら適当なのかということの評価する、二段階の評価になるという理解をしていただければと思う。」と回答させていただきました。

続きまして、4-3ページをご覧ください。「民間のほうが従来型よりも5%程度コスト削減できる能力があるとあるが、5%の妥当性を確認したい。」というご意見をいただき、「今後、施設の整備費をプラントメーカーに見積を依頼し、その際にどういう形で削減率を設定するかは考えていかないといけないが、現時点では他事例から設置した試算条件として認識いただければと思う。」と回答させていただきました。

「DBOとBTOの違いは金利になっているので、その金利差について具体的にどのように考えられているのか、また割引率が変わってくるとどのような感応度になってくるのか。」というご意見をいただき、「物価上昇率2%も達成

できていない昨今の状況からすると、他事例では1%程度で設定しているものもあるので、今後どういう条件が妥当なのか考えていかないといけない。」「もしそうであるならば複数のものを出してもらおうか、感応度としてどうかというところを出してもらわないとミスリーディングになると思う。」「いずれにしても、現在価値化する前の名目額の金額は変わらないので、実際に支払うのをどれくらい重視して、それに応じて割引率を数ケース設定して、現在価値化するケースはお示しできる。」とのやりとりがありました。

続きまして、4-4ページをご覧ください。「定量的、財務的に投資対効果はあるという話だとしても、定性的な評価、リスク等を考えたときに、公設公営を選択するということは往々にしてあり得るということか。」というご意見をいただき、「定量評価については第一段階としては資料をお示ししたが、これから定性評価についても資料として当然お示しして、最終的には総合評価という形で市としてどの事業方式を選択するかというところをある程度結論が見えた段階でお示しする。今後定性的な評価のほかに地元の協議会の方々のご意見等を踏まえて、市としてこういう形でいきたいということを示していかなければいけないと思っている。」と回答させていただきました。

続きまして、「今までのものをもう一度振り返ってみる意味で、各委員でこの部分は、ということに関して次回あるいはその前に事務局に提出いただいて協議事項、あるいは確認事項としてやってはどうかと思うがいかがか。」というご意見をいただき、「もともとの予定として、この回は何をやるという話があったと思うが、それが今ない状況になっているので、何が出ていない、何がペンディングになっているかという話が出ていない。」「最初にいただいたスケジュールを見ると、意外とこの通りに動いている、中の議論の行って戻っての幅が大きいので、本当はもう少し議論しておきたかったという部分が残っているのではないかという気がしている。ですから、前回もあつたがスケジュール表を直したものを事務局でつくっていただきたい。」「計画の中で検討していく予定である。」とのやりとりがありました。

続きまして、4-5ページをご覧ください。以前より、検討会議を含め清掃関連施設整備基本計画の策定スケジュールをブラッシュアップしてほしいというご意見をいただいておりますが、今後の協議会、検討会議の進め方のイメ

ージをお示しさせていただきました。この間、協議会からパブリックコメントの実施について実施しない方向での検討を求められており、行政内部で検討してまいりましたが、やはり市の条例上、パブリックコメントは実施しなければならないという規定があることを踏まえ、市議会への事前説明や今年度末の清掃関連施設整備基本計画策定を考慮したスケジュールのイメージでございます。

パブリックコメントの実施に際して事前に市議会の常任委員会、私どもは建設環境委員会でございますけれども、そちらに説明をしております。その後1か月間の意見募集期間を経て、いただいた意見に対する市の回答を公表することになります。今回の計画につきましては、協議会、検討会議に回答案をお示しして公表したいと考えております。回答公表までいただく意見の数にもよりますが、最低でも2か月は必要と考えておりますので、12月のパブリックコメント実施がぎりぎりの工程と考えてございます。

続きまして、基本計画の内容といたしましては、中間報告の際にお示した目次に沿って、施設建設予定地も含め公害防止計画や敷地内の車両動線、工事や財源の計画もまとめていかなければならないと考えているところです。

両協議会でもこのスケジュールはご説明をさせていただきまして、基本計画に対する要望等についてご意見をいただきたいとお願いしてございます。

それらの要望等も伺いながら、本日を含め残り3回の検討会議でパブリックコメント案をまとめさせていただきたいと考えてございます。

議題1の説明は以上でございます。

○**四阿会長** ありがとうございます。議題1の説明につきましてご質問等ございますでしょうか。

○**佐野委員** 前回の検討委員会、私一言も質問することがなかったのですけれども、基本的にPFIをやるときにバリュー・フォー・マネーという概念で評価するというのはよくわかるのですけれども、ここで言われている小金井市の場合、バリュー・フォー・マネーを計算してもPFIをやっても2.何%しか減らないよというような数字が出ていると思うのです。そのもとになるのが20年間の運営費用も含めて全体で108億円という予算。建設費用が2か所で30何億だったですか。PFIをやるときにオペレーションをやっているところと建てるところといろいろな要素があるのですけれども、こういうできてき

た数字の妥当性はどこにあるのかと。私にはさっぱりわからない。民間でやればいろいろコストが下がりますよ、建設費用は下がりますよと言うのだけれども、たった5%しか下がらないよという前提ですよ。これ正しい評価軸ですかね。私には理解できない。

それから、先ほども設備のところという話がありましたけれども、そもそも私が前から、いい悪いは別として1か所でオペレーションやるのと2か所でオペレーションをやる、建設費用、いろいろな意味で「バリュー・フォー・マネー」と言うのだったらですよ、そういう観点での判断が必要なのではないかと。もう一回この検討会議が始まる決まりごとを読みましたら、2か所でやるという前提でこれは始まっているのです。だけれども、その2か所でやるという前提でも、バリュー・フォー・マネーを言うのであればそういうところも必要なのではないかと私は思っているのですけれども。

いろいろな言葉、横文字を使って格好よくできていますけれども、本質のところは何も言っていないのではないかという理解を私はしているのですけれども、理解させていただければありがたいのですけれども。

○**四阿会長** たしか前回の検討会でも2%は有意かどうかというような話があって、コンサルからいわゆる焼却炉のような規模の大きなものではないので余りその辺のところは有意ではないかというようなことでご説明があったような気がするのですが、この辺はいかがでしょう。

○**岡山副会長** この議事録を読んでも、例えば私も5%の妥当性も、返答からもよくわからないし、課長おっしゃるように、そもそもこういった施設でPFIにすること自体の妥当性が問われるということで、例えばこの最後にもありますけれども、だから結局いろいろ検討はしましたけれども、いろいろなことを考えて公設公営を選択することがあるかという質問に対して事務局としてはそれもありと答えているので、それでいいのかなと私は理解しています。

○**佐野委員** 108億の中をブレイクダウンしたら建設費と運営費に分かれるわけですよ。建設費が3で運営費が7の割合だと思うのです。運営費7の中で、公設でやったときの人件費と民間でやったときの人件費を比較しても、こんなものの差ではないだろうと。それから労務協定だとかいろいろなことを考えた場合に簡単にこんなもので済ませるものなのかと。公設公営なんていうの

は、一度つくってしまったら20年間、30年間動かさないわけですよ。市の行財政改革で市の職員を100人減らそうと言っているわけですよ。そういうときにこういうのを取り込んでしまったら、そういうことはもう無理になるわけですよ。そういう観点からの評価というのはないのかなと。

108億なんてグロスでば一んと言っていますけれども、その目的は何なのか。一般の民間の経営者だったらこんな考え方はしないのではないかと思いますけどね。

○小野ごみ対策課長 ちなみに、今の佐野委員の公設公営であって市の職員を雇用して働くということではなくて、公設公営であったとしても運営のほうは委託も当然含めて公設公営になりますので、そこら辺はちょっと違うのかなと思ってございますので、ご理解をいただきたいと。

○佐野委員 公設公営の中にいろいろな公設公営があるわけでしょう。だけど、このところは委託でということは決まってないわけでしょう。そこはどこも明記されていませんよね。

○四阿会長 前回も私から申し上げたかなと思うのですけれども、昔、公設公営と言うと、本当にそこで働く人も公務員でやっていたというのを純粹に「公設公営」「直営」という言い方をしていたのですが、今はほとんどが施設は自治体がつくるけれども、運営はもう民間委託していると。国もそれはいわゆる直営だと、公設公営だという言い方をしているようですね。だから、そういう意味で今回のいろいろな資料の中では民営化といった部分が曖昧になったままになっていると私は感じています。

ちょっと戻って、先ほどのバリュー・フォー・マネーとか、そういったことに関して三橋委員のご意見をぜひいただければと思います。

○三橋委員 いや別に、先ほど岡山さんからも話があったとおりで思うのですけれども、今ここで出している数字自体というのはどこに意味があるのか、評価するのかというところが結局ポイントになってくると思いますので、こういったような数字自体は試算するのは非常に大事だし、出してもらわなければならないけれども、ではそれをどのように取り上げて、どう評価していくかというところの評価軸がまだ議論されてないのです。

だから、大事なのもうコスト重視でコストが1円でも安いところに行くの

か。いや、そうではなくてもっと違う観点もいろいろあるわけだから、それを並べた上で費用対効果というのをどのように議論していくのかというところのまず合意形成をとらないと、いきなり各論の話をしたとしてもしょうがないところがあるかなと。ただ、それでも、こういうのが一回出てくると数字はひとり歩きするし、そういうところもあるので、出し方とかどのようなになっているのかというのを一定議論した上で、でもそもそもというところに立ち返る必要があるのではないかとというのが前回の最後のまとめだったと僕は理解をしております。

○岡山副会長 商売ではないですし、本当の最初のところに戻れば、ごみ処理こそあまり安かろう悪かろうに振れてはいけないと私は個人的には思っているので、ここにもあるように公設公営と公設民営の差は実はほとんどありません。ただ、PFIになってくると今度ステークホルダーがととも増えるのです。関係者が増える、手続も増える。そのほうが5%安いですよと言われても、ではその5%もっと安いほうを選択するのか、それとも、もろもろのリスクを考えてシンプルなほうがやはりいいのではないかとということもありだと思っております。そういうことも含めて総合的に評価しますということが前回の結論だったと思うので、それでいいのではないかと思うのです。

○佐野委員 そのように私は理解していませんけれども。

○岡山副会長 なるほど。

○佐野委員 そのように説明を受けていませんので。

○岡山副会長 では、もう一度事務局から。

○佐野委員 わかっている人にはわかるのですけれども、わからない人にはさっぱりわからない。

○四阿会長 事務局のほうから何かありますか。

○小野ごみ対策課長 前回もお答えをさせていただいたと思うのですが、最終的にどういう事業方式を選択するかというところはまだ結論が出ていないところでして、今、岡山副会長とか皆さんおっしゃっていただいているとおり、今後いろいろな評価軸というところを、今定量評価しかしていないわけですが、定性評価も当然していかなければいけない部分がありますので。

○佐野委員 後で質問しますけれども、定性の意味を後で教えてください。

○小野ごみ対策課長 定性の意味。

○四阿会長 普通は定性から入って、より細かく定量に行くのではないかと思いますけれども、私もこれどういう意味かなと思ったのですが。

○佐野委員 石倉委員が定性的に評価、判断しないのかというようなことが出てきたと思うのです。そこで言う「定性」というのは何を言っているのかなというのが私には理解できない。

○四阿会長 佐野委員がおっしゃられたような、今ここで話題になったような、要するに単にバリュー・フォー・マネーとかそういうものの比較ではなくて、もっと何というのでしょうか。

○佐野委員 要素分析を一生懸命やりなさいということですかね。

○四阿会長 もっとわかりやすい形で、こういう数字を使わなくても真つすぐ純粹に作業する人が、それを民間にするのかしないのか。今おそらく市の職員として雇用するということはまずないと思うのですけれども。

○佐野委員 だけれども、それははっきりそのように言われていませんよね、ここでは。

○四阿会長 ここでは触れてないですよ。ですから、「民営化」と言った場合、ここで言っている「民営化」というのが後からも出てきますけれども、曖昧なままになっているような気もいたします。ですから、処理施設、例えば破碎施設をつくる时候にも施設をつくるのは市ですが、そのの運転管理、維持管理というのは実際には民間でやるという形だと思ふのです。そういう形がいいのかどうかというのは今までも一切議論はしてこなかったのですが、ただ一つの視点として私から何回か申し上げたのですが、ごみに直接触れる、あるいは資源物だとしてもそこに直接触れる作業する人たちの視点というのも非常に重要だと。単に公害云々ということではなくて中の作業環境等も重要だから、やはりこういった計画の中にはその視点を必ず盛り込むというのが必要ではないか。そして、ただ安ければという話になると作業環境のほうに影響がいくかもしれないと。

○佐野委員 同じものだったら安いほうがいいですよ。

○四阿会長 だから、それが本当にいいのかというのをこの検討会で検討委員が全部そうだということではないと思いますので、そこでのこういう議論があ

ったということで残っていくのではないかと思います。ということで、この部分に関してはよろしいでしょうか。

○三橋委員 進め方のイメージのところ、検7-4の最後の資料ですね。これは僕とか石倉委員のほうから何度かお願いをして、会長のほうでも引き取っていただいてこういった資料が出てきたと理解をされていて、これはすごく大事だと思っています。これの中身なり今後の進め方のイメージをこの場で皆さんですり合わせておく必要があるのかなと思っています、12回なので、あと6回ですか。この会議はもともと6回の予定でしたか。ちょっと理解できてないのですけれども、増えるなら増えるで全然いいと思うのですけれども、それはそれで一応確認すべきかと思います。

あとは、特にここで言っているのは「素案」とか「計画(案)」とか「意見書素案」とかという言葉がいろいろ出てきていると思うので、確認しておきたいのは、この「素案」というのと「計画(案)」というのと、この中身の違いとどういう扱いになるのかということですね。素案というところで一つ完成的なものがあって計画(案)と違ったものがあるのか。今、素案の段階ですと複数案が出ていたりとか場所の話がないとは思いますが、それが今日の計画(案)の中ではさっき言った事業方式なども決めるような形で出てくるのかとか。要はゴールがどこまでなのかというのがこの3月までで見えてないところがあるので、その中で意見書というのがそれに応じてつくるつくりながら含めて変わってくるのかなと思いますので、ここで言っている議論のゴールないし内容というのがどういうもので、計画(案)というのはどこまでつくって、これをどこに持って行って、何が決まっていなければならないのかということのイメージということを共有しておきたいなと思って。それによって後の議論の仕方が変わってくるのではないかなと思っています。

○四阿会長 今日の議題3で基本計画(素案)の説明があるわけですが、この表につきまして、今、三橋委員のご質問のことに事務局から回答をお願いします。

○小野ごみ対策課長 後ほど清掃関連施設整備基本計画(素案)についての説明をさせていただきますが、まず「素案」と「案」の違いですが、本日お示しした素案に関しまして今まで説明をさせていただいていない部分もございます

ので、今日はそこを説明させていただいて、我々がイメージしている基本計画にのせる項目を全て皆様方にお示しをさせていただいた段階で「案」になるのかなというイメージですね。

○三橋委員 素案の段階で外に出たりとか、そういうのはないということ、あくまで我々の内部資料という位置づけであって、素案の段階でどこか……。

○小野ごみ対策課長 もちろん、今回の検討会議の資料としてはホームページとかに載りますけれども、あくまでも検討会議の資料として載る形になります。次回の10月にお示しする案の段階でも、これはまだパブリックコメントに諮る前でございますので、パブリックコメントに向けての皆様方に1回説明をさせていただいた内容をもう一回、例えばここはこのように表現を変えたほうがいいよとかというところを次回にはご議論いただくのかなと。最終的には11月の段階で、パブリックコメントに諮る本当の案ですね、基本計画の案を12月の頭までにはまとめていきたいというイメージでございます。

○三橋委員 そうすると、各論の話はこの後説明いただく中だと思うのですが、さっき言ったような事業方式とか運営方式の数字とかというところはある程度今の素案の段階でも出てきていますけれども、それが精査するなりあるいは複数案があるやつを1個にまとめていくような作業というのをこの後3月までにやらなければいけないということになるということですか。要は、計画案の段階で、ある程度1つの方式なり1つのやり方に絞ったような形での最終的な結論になる。

○小野ごみ対策課長 そこまでは考えてないですね。まだこれはあくまでも基本計画でございますので、今後の施設周辺の協議会というのは来年以降も続いていきます。その中で基本的な設計ですとか、あとはより具体的な協議をしていく形になりますので、基本計画の中で基本方針というところはこのせらせていただく形にはなるのかなと思っていますけれども、何という言い方をすればいいのかな、先ほどの事業方式の選択についても、この基本方針の中では我々はこれでいきたいと思っているというところはお示しします。

○三橋委員 1個に結論を出すということですか。1個にした上で、でもそれをパブコメにもかけてやるということは、ある程度それで決めていくという話ですよ。

○小野ごみ対策課長 そうですね。

○三橋委員 わかりました。やはりここ数か月で全部決めなければいけないという感じかなと。

○佐野委員 先ほどから私ずっといろいろな話をしていますけれども、このスケジュール案を読むと、本当の話をするのは今日で終わりみたいな気がしているのです。基本計画（素案）をつくるまでの話は今日で終わりだと。だから、いろいろ今質問して、今までやってきた中で理解していないところをいろいろお聞きしているのですけれども。まあ理解していないというより納得していないと言ったほうが正しいでしょうかね。

このスケジュールでいうと、こういうことの話をするのは今日で終わりですよ。後は、素案が出てきて、素案に対してどうだこうだと。素案はもういじることにはできないのでしょうか。

○四阿会長 そんなことはないのではないのでしょうか。

○佐野委員 いや、その返事を待っているのですけれども。今までの経緯で見ますと、ここの検討会議でやっていた。つくられたものをみんなそのまま、会長の、前回の、スケジュールを見たら意外と思ったようにスケジュールどおり進んでいるという発言があられたので、ああそれはそうだろうなど。

○四阿会長 私、この表を見せていただいたときに、検討会議が2回ほど増えているのではないかなと思ったのですけれども、それだけこの素案に関して案の段階でもってたたくという検討会議があるものですから、今日で終わりとは思われなくてもいいのではないのでしょうか。ましてや、今日素案に関してこれから説明があつて。

○佐野委員 おっしゃることはよくわかるのですけれども、素案をつくるというのは、素案をつくる前にいろいろな課題は全て検討されたという前提で素案が出てくるわけですよ。

○三橋委員 素案は今日出ている資料ですね。来月から出てくるのは計画案みたいな形なので、計画案になってくるともしかしたら複数案ではなくて1個になっているのかもしれませんが。そうなってしまうと意見が言いづらいつかそういうことですか。

○佐野委員 いや、言っても意味がないのではないかと。

○三橋委員 一応「修正版」とまでは書いてあるので。

○佐野委員 いや、私の意見を通してくださいなんていうことは一言も言っていません。ここで合意形成ができているのかどうかということをお心配しているのです。

○小野ごみ対策課長 合意形成を求めている場ではないので、あくまでも私たちがつくるこの計画案に対して多くの意見をいただきたいということでの会議体でございますので、皆さんたち意見が違って、それはそれでいいのかなど。

○佐野委員 いや、この検討会議の中での意見を言うのでしょうか。各一人一人の意見を市が取り入れるということですか。

○三橋委員 だから、それも多分この後の議論のまとめ方として、意見書とかもあるではないですか。この意見書というの、いろいろなところの会議の中でやり方もそれぞれありますけれども、本当にもう皆さんが一致していて計画案とまるっきり同じであれば意見書なんか要らないよという話にもなりますし、やはり意見書で何か意見を言っておきたいとか、ここのところはというところが普通はあると思いますので、それを我々で合意したものだけを入れるというやり方もあれば、多数意見と少数意見というような書き方もあるし、そのまとめ方というのはこの後いろいろあつたりすると思います。そのまとめ方については、今の話ですと個人的なものでも、ある程度拾ってもらえるような形にしてほしいとか、議事録に出ているのだから議事録に書いてあるとおりでいいよみたいなやり方にするのか。どういう意見書にするかということも含めて、計画案が出てきた段階でまた少し議論になるのかなど思ったりはしますけれども。

○佐野委員 と事務局は言っていますということですか。

○三橋委員 いや、事務局が言ってなかったとしても我々が求めればいいのですよ。我々が求めて、それに対して会長がまとめたものを事務局がどう受け取っていただけるかというところは、次の話で、まずは具体的にこうしたほうがいいのではないかとか、こうしてほしいということをおっしゃった上で、またキャッチボールができるのではないかなど思いますが。

○佐野委員 そういう理解でいいということですね。

○三島委員 今日素案が出されたからもう議論の場がないのではないかと、それは違うと思うのです。素案はあくまでも素案。今までいろいろな意見があつた

ものをまとめましたよと。こういう形にしたいのだけどうですかというのが素案だと思う。それに対して、これはおかしいよと。またそれを修正していつて案が出てくる、それに対して修正もできないと、それはないと思いますよ。

○四阿会長 限られた回数での検討会ですので、いろいろな見方、意見といったものをなるべく抜けがないように出すということが必要なのかなと思います。

議題2 施設配置・動線計画について

○四阿会長 それでは、議題2に進ませていただきたいと思います。事務局からよろしくをお願いします。

○小野ごみ対策課長 それでは、議題2「施設配置・動線計画について」を説明させていただきます。資料の検7-5をご覧ください。この間の両協議会での施設整備計画について説明している内容を検討会議でもご協議いただければと思っております。

まず、施設の組み合わせ及び処理工程の検討についてでございます。

清掃関連施設としては、不燃・粗大ごみ処理施設等の8つの施設を整備する計画となっております。清掃関連施設整備基本計画の策定に向けて、処理施設の組み合わせ及び処理工程を決定するに当たり、基本的に次のとおりの方針で進めていくことを考えてございます。

まず資源物についてでございますが、対象はびん、ペットボトル、空き缶、古紙・布でございます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第4条第1項）」において、市は一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものと規定されております。また、市内で発生する一般廃棄物はできる限り市内で処理するものと私どもは認識をしております。また、5-3ページのとおり、市内に一般廃棄物の民間処理許可業者が存在しないため、市が処理施設を設置して処理する必要があると考えてございます。

続きまして、プラスチックごみについてでございます。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（第6条第3項）」において、市は容器包装廃棄物の分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることを求められていることから、市内で発生する容器包装廃棄物はできる

限り市内で処理するものと認識をしております。

プラスチックごみの一部として分別収集されるプラスチック製容器包装は、ペットボトルと同様に再商品化するため、資源物と同じく市が処理施設を設置して処理する必要があると考えております。

最後に、不燃・粗大系ごみでございまして、市内処理と市外民間委託とは、市内・市外いずれにおいても環境的側面及び社会・事業的側面で両者に大きな相違が見られないと考えてございまして、燃やさないごみ・粗大ごみを市内処理する施設は、破碎設備や選別設備など比較的建設コストが大きくなる等の課題を有すると考えてございまして、そこで、市といたしましては、現在市内の中間処理場で処理しているが、市内には積み替え保管施設を設置して市外の民間処理施設に中間処理を委託することが現時点ではより効率性が高いと考えてございまして。

施設整備検討フローとしては、候補地の一方に処理施設を集約するのではなく、分散して施設を整備する方針としてございまして。施設整備計画の検討は、次の3つのステップに沿って検討いたします。

ステップ1では、必要となる処理施設の組み合わせを検討します。処理施設の面積と建築可能な面積の検討として、候補地におけるおおむねの建築可能面積について敷地の諸条件を考慮し、資料のとおり整理してございまして。

まず、中間処理場は、JR敷地の取得やそれに伴う市道の廃道により敷地面積を約5,700m²と想定してございまして。敷地の建ぺい率が60%、容積率が200%であることから、建築可能性面積約2,700m²で赤く囲っている範囲になります。2階建てとした場合の延べ床面積は約5,400m²と試算してございまして。敷地活用の条件として、現中間処理場工場棟は解体すること、シルバー人材センター事務所は移転予定であること、敷地北側は緑地や駐車場を確保し緩衝エリアとすることが必要であると認識をしております。

続きまして、二枚橋焼却場跡地は、敷地南側の府中市所有分約1,500m²を取得予定であり、それにより敷地面積を約5,100m²と想定してございまして。敷地の建ぺい率が60%、容積率が200%であることから、建築可能面積約2,250m²で赤く囲っている範囲になります。2階建てと想定した場合の延べ床面積は約4,500m²と試算してございまして。敷地活用の条

件として、敷地北側付近は敷地幅が狭いなど建物計画に制約があること、敷地東側の市道との境界では歩道状空地・緑地帯等の確保をすることが必要であると認識してございます。

続きまして、5－7ページをご覧ください。8つの処理施設それぞれの必要面積について、表の左から順に説明いたします。

まず、①不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設については、収集・搬入後、破袋や破碎不適物等の選別除去、破碎機による破碎、機械による鉄屑等の選別を経て、一時保管後、リサイクル施設へ搬出しています。必要延べ床面積は約2,700m²と考えております。

続きまして、②プラスチック選別・圧縮処理施設については、収集・搬入後、日本容器包装リサイクル協会、略して「容リ協会」としてございますが、容リ協会不適合品の手選別除去等を行い、選別された適合品は機械で圧縮され梱包し、一時保管後、容リ協会へ引き渡しています。また、不適合品はリサイクル施設または焼却施設に搬出しています。必要延べ床面積は約2,800m²と考えております。

続きまして、③リユース品展示販売所につきましては、不燃・粗大ごみ破碎選別処理施設などから持ち込まれ、家具等のリユース可能な物品を修理し、修理された物品は施設内の家具等販売所にて販売されています。必要延べ床面積は約500m²と考えてございますが、こちらのリユース品展示販売所につきましては、この間の協議会等のやりとり、また議会のほうでも質問がございまして、私どもといたしましてはリサイクル事業のあり方については今後も引き続き検討する必要があると考えてございますので、あくまでもこれはこの計画の策定当初の状況であるということをご理解いただければと思っております。

続きまして、④びん処理施設については、収集・搬入後、ガラスの色ごと、白、茶、その他等に手選別し、一時保管後、有価物として売り払うことを検討してございます。必要延べ床面積は約600m²と考えてございます。

続いて、⑤ペットボトル選別・圧縮処理施設につきましては、収集・搬入後、異物の手選別除去等を行い、選別されたペットボトルは機械で圧縮され梱包し、一時保管後、容リ協会へ引き渡してございます。必要延べ床面積は約600m²と考えてございます。

続きまして、⑥空き缶選別・圧縮処理施設につきましては、収集・搬入後、異物等を手選別除去し、機械によりアルミとスチールに選別し、圧縮して塊をつくり、一時保管後、有価物として売り払っております。必要延べ床面積は約500m²と考えてございます。

続きまして、⑦古紙・布ストックヤードにつきましては、収集・搬入後、古紙等はストックヤードに一時保管後、有価物として売り払っております。必要延べ床面積は約100m²と考えてございます。

最後に、⑧災害廃棄物一時保管場所につきましては、大規模災害時以外では他の目的に利用可能と考えてございます。必要面積は特に想定しておりませんが、可能な限り確保したいと考えてございます。

以上、2階建て延べ床面積の上限は、中間処理場が約5,400m²、二枚橋焼却場跡地が約4,500m²であることから、8つの処理施設は候補地の一方だけにはおさまらないため、周辺環境への配慮のためにも緩衝帯を設け、分散して配置する必要があるものと認識してございます。

続きまして、5－8ページをご覧ください。効率のよいごみ処理施設とするため、8つの処理施設のうち、処理・選別工程として相関性が高い処理施設は1か所にまとめた組み合わせを検討してございます。

初めに、Aグループは不燃・粗大ごみを扱う施設でございます。まず、①不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設に搬入されるごみの中には、修理等を行うことにより製品として使用可能なものが含まれている場合、選別しリユース品となる可能性があります。また、③リユース品展示販売所には粗大ごみとして回収されたもの等が不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設などから持ち込まれます。この2つの施設を同一敷地内にまとめることにより、両施設間の効率的運営を図ることや、市民の粗大ごみの持ち込みの検討が可能になるというメリットがあると考えてございます。

よって、①不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設と③リユース品展示販売所はまとめて整備することがより効果的と考えてございます。こちらも現時点においては、両協議会でまだ協議をする必要があると考えてございますので、あくまでも計画の策定当初ということでご理解いただければと思っております。

続きまして、5－9ページをご覧ください。Bグループは機械処理及び手選

別を行う施設でございます。②プラスチック選別・圧縮処理施設では容リ協会不適合品の手選別除去等を行っています。

④びん処理施設では、ガラスの色ごとに目視により手選別いたします。

⑤ペットボトル選別・圧縮処理施設では、ペットボトルのキャップの取り外しや異物の手選別除去等を行っています。

⑥空き缶選別・圧縮処理施設では、異物の手選別除去等を行っております。

この4つの施設は同一敷地内にまとめることにより、手選別ラインの一部共用化を検討することや、作業員の応援体制の構築が容易となることのメリットがあると考えてございます。

よって、②プラスチック選別・圧縮処理施設、④びん処理施設、⑤ペットボトル選別・圧縮処理施設、⑥空き缶選別・圧縮処理施設は、まとめて整備することがより効率的と考えてございます。

Cは、その他としてございますが、⑦古紙・布につきましては、一時保管のためのストックヤードが確保可能であれば、A、Bどちらのグループに合わせて整備することも可能と考えております。

⑧災害一時保管場所につきましては、市内に十分な面積を確保する必要があり、複数箇所整備することが望ましいと考えてございます。なお、通常時は駐車スペース等、他の目的の活用の検討が可能であることから、両候補地に配置するものと考えてございます。

以上のまとめにつきましては、次の5-10ページにイメージ図がありますので、ご確認いただければと思っております。ステップ1については以上でございます。

続きまして、5-11ページをご覧ください。ステップ2では、不燃・粗大ごみの中間処理の工程の検討といたしまして、中間処理の民間委託について検討しております。

ページの下段にイメージ図がありますが、現在、市では不燃・粗大ごみを破砕・選別まで中間処理場で行っております。新しい処理施設を整備するに当たりましては、小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積み替え施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備し、残りの処理を市外の民間処理施設に委託するという考え方もございます。

5-12、5-13ページでは、中間処理工程を民間に委託した場合の比較について、比較項目ごとに市の評価を含めた比較表となっております。

環境的側面では、施設内での作業や処理工程に伴う騒音・振動や、収集運搬車両台数の変動に伴う大気・騒音・振動等の周辺環境への影響が懸念されますが、いずれの中間処理工程においても建屋内における作業であることや、収集運搬台数にも大きな変動がないことから、両者において大きな相違はないと考えてございます。

社会・事業的側面では、都市計画決定手続、建設・処理及び維持管理コスト等において両者に相違が見られる可能性があり、特に現状の中間処理場の工程と同様の破碎・選別を行う場合にはごみ処理施設としての都市計画決定が必要となるため、その手続を行う場合に一定期間を要する可能性があります。

一方、多くの処理工程を民間委託する場合には民間委託先の確保が重要となってきますが、現状では複数社の民間委託先を想定できていることからリスク回避の対応は可能と考えてございます。

総論といたしましては、環境的側面及び社会・事業的側面において両者に大きな相違が見られないことから、小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積み替え施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備することが、現時点ではより効率性が高いと考えているところでございます。

ステップ2の資料説明については以上でございます。

続きまして、5-14ページをご覧ください。2つの候補地への配置案につきましては、配置案その1をページ左側に記載してございます。

貫井北町に「B. 機械処理及び手選別を行うごみ」の施設、二枚橋焼却場跡地に「A. 不燃・粗大ごみ」の施設、「C. その他」の施設を設置するとしてございます。また、「D. 両候補地に配置」の施設は両候補地に配置いたします。それぞれの品目についてはイメージ図をご確認ください。

続きまして、配置案その2をページ右側に記載してございます。内容といたしましては、配置案その1を両候補地で入れかえた案となっております。次のページに、具体的な施設の配置と車両動線の参考案をお示ししてございますのでご確認ください。

さらに、次のページで、2つの配置案の特徴について、建てかえ期間中のごみ処理、施設規模、出入りする車両台数、都市計画決定の要否の観点で市としての評価を記載しておりますので、お読み取りください。市としては、各項目を比較した場合、配置案その1に優位性が認められると考えている旨を両協議会の皆様にご説明をさせていただいております。今後、協議会からのご要望等で詳細な施設配置・動線計画については変更の可能性がありますので、現時点の案としてご確認いただければと思っております。

議題2の説明は以上でございます。

○**四阿会長** ただいまご説明ありました議題2につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○**岡山副会長** まず、5-2ページに、不燃と粗大ごみについては、現状は市内で処理をしているのですけれども、新計画においてはもう市外で処理をするとかかれていています。その上のところの点線の中には、そのほうがいろいろな面で大差ないからいいだろうと書いてあるのですが、随分乱暴だなと思えますが、この黒点のところ、例えば破碎設備や選別設備などは比較的建設コストが大きくなると。何と比較しているのですかというのがまず1つです。

ともかく、市外に持っていくのだというのが今計画案として上がっているとして、さらにちょっと後ろのほうにいくと、一旦は現状どおりのままで工程があるのですが、5-11ページに不燃と粗大ごみの工程の検討があって、ここでも改めて、今は全部、市が収集運搬して破碎・選別、一時保管して処理までやっているのだけれども、今回は市外に持っていきましょうと。かつ、不燃ごみの積み替えと粗大ごみの手作業による解体のみということが残っているという案になっています。それに関してのレイアウトが5-14ページに出てくるわけですが、そうするとそこまでの流れをもって勘案すると、この二枚橋のイメージ図のその1ですが、二枚橋のAの不燃・粗大ごみというのがここで①に不燃・粗大ごみ破碎・選別までまた入ってしまっているのです。でも、ここはないというイメージで記載されたほうがいいのではないのかなというのが1つです。

もう一つ加えれば、かつ、ここは不燃の積み替えと解体というものが残るのですけれども、前のページを読んでいくと不燃物の積み替えは別途あって、最

初は現行どおりやるのだったら粗大ごみの破碎とこのリユースの展示というのは一緒にしてもいいでしょうとありましたけれども、粗大ごみの解体とリユース展示は一緒にいいと思うのです。あるいは違うところでもいいのかなとは思いますが、不燃の積み替え、解体とリユースの展示というのが必ずしも抱き合わせでなくてもいいのではというところで、この①のところはこのままでいいですかというのが趣旨です。どうでしょう。

○四阿会長 いかがでしょうか。

○小野ごみ対策課長 まず比較ですけれども、これは破袋・破碎処理機を置いた場合と置いていない場合の比較と認識をさせていただきますが、表現の仕方が違うようにも読み取れるかなとも思っておりますので、この表現は考えなければいけないのかなと思いますけれども、あくまでもこの比較というのは機械をつけるか、つけないかだけの比較でございます。

あと、これは両協議会にお示しをさせていただいた資料とそのまま同じですけれども、協議会で協議をしている段階の中でステップ1、ステップ2、ステップ3という順を追って説明をさせていただいておりますので、そのステップ2の具体的な協議をする前にステップ3もお示しをした形になってございますので、この段階の中では破碎処理機を置いたものをステップ3として両協議会にお示しをさせていただきました。それが戻って、ステップ2の協議を実際行うときに、機械を置かないで積み替え保管施設をつくっておいたほうが、より効率性が高いと我々は判断していますよということを、具体的に言いますと、これは最終的には二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の協議になるわけでございますけれども、ここは、貫井北の中間処理場運営協議会には説明させていただいたところでございますが、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会では説明はさせていただきましたが、具体的な協議にはまだいってないという状況でございます。

○岡山副会長 ということは、5-14ページは貫井北のほうには示されているのですか。

○小野ごみ対策課長 二枚橋にもお示しはいたしました。私どもとしての説明はさせていただきましたが、具体的に説明させていただいた当時でございますが、まず、なぜここなのかということが議論の中心となっている状況

がございましたので、説明はさせていただきましたが、具体的なこのステップ2、ステップ3の協議というのは全然行われていないというところです。

○岡山副会長 ステップはいいのですが、ステップ2まで来ていたとしても、2のところ、言っていることは本当に単純な話で、Aの不燃・粗大ごみのところの①というのは、このイメージ図においては「不燃積み替えと解体」に変えたほうがいいのではないですかという、それだけの話です。

○小野ごみ対策課長 次の案の段階では、そこは直してお示しをしたいと思っております。

○佐野委員 粗大ごみの処理とリサイクルショップを一緒にしなければいけない理由というのはボリューム感がわからないのです。そのように粗大ごみを破砕する全体量が100だとしたら、それをリユースして展示して販売する量は幾つぐらいですか。

○小野ごみ対策課長 割合ということですか。

○佐野委員 はい。

○小野ごみ対策課長 割合は出る量によっても全然違いますし、その年でも全然違ってくるのですが、基本的にまだ使えそうなものを排出者みずからが判断してリサイクル事業所に持っていく場合もありますが、そこでこれは再利用することが不可能と判断されたものについてはそのまま中間処理場に来ています。

○佐野委員 ボリューム感を聞いているのです。

○小野ごみ対策課長 ボリューム感はわかりません。

○佐野委員 わからないと、ここの判断が難しいのです。というのは、リサイクルに回すものが少なければ、粗大ごみの処理をするところにくっついておく必要性がないのですよ。もっと市民に利便性の高いところにおいてもいいのではないかと。それが、ボリューム感がわからないのだったらこういう案ができるわけがない。

○小野ごみ対策課長 そこで先ほど説明させていただいたとおり、両協議会からいただいた意見の中でも同じご質問がございましたので、今私どもはリサイクル事業所のあり方をそもそも考えていかなければいけないという状況にございますので、そこは今後引き続き両協議会の方々と協議を続けていくということで先ほどご説明をさせていただきました。

○佐野委員 それは聞いています。だから、それを判断するベースになる数字はどうですかと聞いている。

○三橋委員 5-7の500m²というのは、これはまた違うのですか。

○小野ごみ対策課長 そこは違ってきます。当然違ってきます。ただ、倉庫という形でリサイクル事業、リユース品を販売する仕組みというのを、私ども3Rを推進しているわけがございますので、リユースという観点からまだまだ使える家具等についてそのままごみにして燃やしてしまったり、もしくは資源化するということは基本的にそれだけでいいとは思ってございませんので、リユースできるものについてはリユースしていかなければいけないという観点はちゃんと持っております。

です。今現在、両協議会のほうにはお示ししてございませんが、私ども事務局で考えている案といたしましては、まだ使えそうなものについてを二枚橋焼却場跡地で一時的に保管したいと考えています。

○佐野委員 そういうことを聞いているのではなくて、数字を押さえていますかという質問をしている。

○小野ごみ対策課長 それはだから押さえていないという話をしていますので。

○佐野委員 していませんという答えで、もうそれで終わりですよ。

○四阿会長 それは今答えられないだけの話で、どれだけのリユース品があったかというのは実績が出ているはずですから、それは出そうと思えば出せると思いますよ。

○佐野委員 だから、それを答えていただければ。

○小野ごみ対策課長 ただ、その続きがありまして、これはあくまでも一番最初にご提案させていただいている内容とお話をさせていただいておりますので、リサイクル事業のあり方についてはまた根本的に変えていかなければいけないという状況がありますから、そこは今後も協議をしていきます。具体的に基本計画の策定までに間に合うかどうかはわかりませんが、今後も引き続き検討していき、必要な面積だけを二枚橋焼却場跡地に設けるということは今考えてございます。

○佐野委員 今の面積の話で、缶、ペットのところで現状の面積がありますよね。私、どうもその数字の出し方が現実的ではないのではないかと見ているの

ですけれども。というのは、前は缶の処理施設と生ごみ堆肥の施設が一緒にあって、あそこ軒下を全部使っていたわけですよ。今は半分しか使っていないですよ。この図を見ると全部を使ったような面積になっている。

○四阿会長 これは、保管スペースだけではなくて作業スペースとか全部を含めた話ですよ。

○佐野委員 現実の話。これからの話をしているのではなくて。現実のカウントが正しいですかという。

○四阿会長 このあたりはかなりまだつかみではないのかなという気がいたしますけれども。

○佐野委員 いや、現実ですよ。

○小野ごみ対策課長 現実において、中町にある施設については佐野委員もご存じのとおり暫定施設でございますので、いろいろな施設の規模とかが適正な規模とは私どもも思ってございません。具体的に缶の処理施設でいいますと、あそこで今、床におろしたものを手で機械に入れて選別してございますけれども、現在各市で行っている缶の施設というのはああいう施設ではないですね。

また、今現時点においては、圧縮したもの、「インゴット」と言うのですが、インゴットは施設の外に保管しています。それは基本的にはインゴットというのは施設の中に保管すべきだと思ってございますので。

○佐野委員 誰がそう思っているのですか。

○小野ごみ対策課長 我々です。

○佐野委員 その必然性はどこにあるのですか。

○小野ごみ対策課長 基本的に有価として売るまでの間、施設の中にあるほうが良いという考えです。今ペットボトルのベールも施設の外に置いてあるのですが、ペットボトルのベールというのは基本的には石油製品でございますので、燃え始めてしまうと一気に燃えてしまうのです。それを今施設の外に置いてあるという非常に危険な状態にあるわけでございますので、そのインゴットもしくはベール等についても施設の中に保管するということが基本の原則だと私どもは思っております。

○四阿会長 この中で随分いろいろと検討しなくてはいけないことがたくさんあるかと思えます。ですから、佐野委員のご質問に関しては出しておいて、そ

れは次回こういうことだということで回答していただいたほうが効率がいいのかなと思います。

同じような意味からすれば、この表の中には現施設の面積というのが書いてあるのと、私も同じような質問で、古紙・布のストックヤードというのは30坪ですよ。こんな狭くていいのかなという、そんな単純なものもありますけれども。

○佐野委員 私もそれは。というのは、隣の調布市が同じ二枚橋のところでやる。そこで一日の最大の車の搬入量が350台と言われているのです。それは最大で350台だと。一番大きいのは古紙の搬入するのが250台だということです、350台のうちの。今ここで言っているような台数からいくと、台数というのは容量と重さと両方考えなければいけないのですけれども、今現在、あそこで小金井市は古紙を回収していませんよね。

○事務局（富田） 中町に保管していないかということですね。

○佐野委員 そうです。どこで保管しているのですか。

○事務局（富田） 市内の民間事業者のほうに直接搬入しています。

○佐野委員 民間ですよ。

○事務局（富田） はい。

○小野ごみ対策課長 びんの部分と古紙の部分と、今両方とも民間の市内の事業者をお願いしているところがございますが、確かにびんについてはここで処理施設をつくるということで検討してございますが、古紙は確かに検討してなかったという部分はございますので、そこは宿題として持ち帰らせていただきます。

○佐野委員 この会議では一度もそれは話題に出ていませんよね。

○小野ごみ対策課長 出ていないです。我々も古紙は確かに検討してなかったなと今気がついたので、そこは一度持ち帰りはさせていただきますが、基本的には古紙のほうにつきましては民間の処理施設のほうは今2か所で行っているところがございますので、基本的には市内の民間事業者さんのほうにこのままお願いしていくというスタンスの中での案になってございます。ただ、びんはちょっと違う意味合いもあるので。

○四阿会長 よろしいでしょうか。あとの時間が心配になってきましたので。

今までは大きな面積を要する施設に関しての検討のほうに目が行っていたと。こういった資料が出てくると、細かい部分に関しても大丈夫かなというような指摘があったということでここはとめていただいて、次に進めさせていただきたいと思うのですが、ほかに。

○佐野委員 そうすれば、ここに出されている数字の妥当性をちゃんと説明してください。

○四阿会長 妥当性というか、これで大丈夫かという意見が委員からあったということかと思えますね。

○岡山副会長 そうですね。だとすれば、現在でいうと、市内の2か所の古紙問屋あるいは古繊維回収業者があるということですか。

○小野ごみ対策課長 古繊維はないです。

○岡山副会長 古繊維というか、古紙問屋のことですけれども。往々にして古繊維なので、いわゆる昔のちり紙交換というのは紙だけではなくて布も一緒にやるではないですか。そうすると、平たく古繊維ということで布まであわせて民間業者で持っていってもらえるのであれば、市がみずからストックヤードをつくる必要もなくなる可能性もありますよね。それはどうですか。要するに民間事業者に古繊維も置く場所の余裕があるかどうか。

○小野ごみ対策課長 ここで今イメージしている100m²というのは、あくまでも古紙ではなくて布のほうですね。

○岡山副会長 そうです。布のことを言っています。

○柿崎委員 布の場合は基本的にはないです。

○岡山副会長 ないのでですね。

○柿崎委員 古紙とびんと缶をやっているという部分もあるので、どうしてもそれを全部ということになると、なかなか難しい。基本的には古紙だけです。布については今のペットボトル処理施設のところに置いて、あそこにたまったものを持っていってもらおうというやり方しか、現状、場所的には無理です。

○岡山副会長 というか、ではここにある布はどこに行っているのですか、この後。

○小野ごみ対策課長 民間に買い取ってもらっています。

○岡山副会長 ですよ。

○柿崎委員 市外です。

○事務局（富田） 市内の施設で引き取れるような事業所さんは、今、布に関してはないですね。結構遠方の業者に一定量がたまった状態で搬送しています。

○岡山副会長 なるほど、そういうことですね。古紙と古繊維と両方抱き合わせで持っていつてくれる事業所はないという。

○事務局（富田） 現状ではないです。

○岡山副会長 了解しました。ありがとうございます。

○四阿会長 ほかにご意見等ございますか。

○三橋委員 幾つか考え方のところであるのですが、1つが今回の資料は今までの局面と大きく変わったと僕は思っています。何かというと、今会長さんがおっしゃるような細かいところが出てきたということだと思っておりますけれども、何で出てきたかといったら、具体的な場所の話が出てきたということだと思います。

今までは具体的な場所の話というのはここではできないという整理をしていて、今回から場所の話が出てきたということで、僕がこの場で言うのもちょっとおこがましい話なので、言葉も本当に慎重に選びながらという形ですが、ただ、僕自身が過去のごみの委員会で議論をしたときに、地元の方とも話をする中で合意を得られず、結局うまくいかなかったというケースもありました。今まではそういった場所の議論というのはここではするのをやめましょう、地元の理解を得てからやりましょうという話だったので、状況が変わったということに関しては一回事務局から整理なり状況が変わったというのはどういうことなのかということでは少しお聞きしておいたほうがいいかなと思いました。その上で我々としては、最終的にはそういったような状況、先ほどから話があるように、まだ二枚橋の協議会では了解いただいていないという状況の中でもこういったどんどん議論を進めていかなければいけないところがあるということであれば、そこはちゃんと理解した上で条件をつけるなり、何か意見書なりで補足するということが必要なのではないかなというところを思った次第というのが1点です。

2つ目として、僕も基本的なところがわかっていないので恐縮ですが、自区内処理の原則と民間業者というところで、先ほどの武蔵野のケースなどで

も民間業者に任せていてコストがかかっているとかあるいは中長期的にはちょっと困ったりする可能性がありますというような話がありました。びんとかについてはそういう話です。ただ、一方で、今ここにあるような古紙とか粗大ごみに関しては違いますといったところがあるということです。そこは何がどう違うのかというところを、もう少し原理原則なり考え方というところですかね。たまたま今までやってきたからとか、たまたま近くに業者があるから大丈夫です、そこは安心できるから大丈夫ですという話ならそれでもいいですし、ただ、その場合というのは今後どうなのかとか、あるいはコスト的にどうなのかというところがあると思います。

ですので、今、僕の頭の中よくわかっていないのは、びん・缶・ペットボトルは市内でなければダメだけれども、粗大ごみとか古紙に関してはいいということであれば、そこはどういう理屈でそういうのが考えられるのかというところを。あるいは今後は変えます、自区内処理の原則というのはここまでは適用されるけれども、ここについては違いますというような考え方の整理をさせていただけないかなというのが2点目ですね。

とりあえずその2つをお願いします。

○小野ごみ対策課長 まず1点目ですけれども、現時点において2つの協議会の合意を得られているものではございません。引き続き両協議会のご理解を得るために、私どもといたしましては、慎重かつ丁寧に協議を進めていく必要があると思っております。

そういう状況の中ではあるのですが、冒頭スケジュールのところでお示しをさせていただいたとおり、今年度中に基本計画を策定するという背景がございます。その旨を両協議会にお示しさせていただきまして、協議会での協議というところと検討会議での意見交換というところについては別に考えてもやむを得ないというような内容といたしますか、私どもの受けとめ方ですけれども、そのようにご理解をいただいているのかなという受けとめ方をさせていただいておりますので、今まではお示しをしてこなかった2つの候補地を具体的な名前を出したものを今回初めてお示しさせていただきまして、検討会議としての私どもの案に関するご意見をいただければいいのかなと思っております。それが1点目です。

2点目ですけれども、私どもが今現在この計画に上げているものについては、現在、市内で処理しているものについては市外へ出すという考えを持たない計画案になってございます。例えば不燃・粗大ごみ処理施設について破碎をして細かくしたものを民間処理施設で資源化もしくは焼却処理をしていただいているところがございますけれども、そちらも私どもがなぜこの積み替え保管施設を持つかという、一台一台の車が収集したものをそのまま民間処理施設に持っていくということではなくて、一時的に保管したものを大型車両に積み替えて民間の処理を受け入れていただける自治体の負担軽減にもつなげていきたいと考えているところがございます。破袋・破碎処理施設ではなくて積み替え保管施設ということが効率性があるというところがあるので、こういう提案をさせていただいているものでございます。答えになっているかどうか、あれですけれども。

あとは、背景には私どもが今現在可燃ごみにつきましては、各市に負担をお願いしているという状況にもございますので、不燃系のごみにつきましてはできるだけ市内に処理施設を設け、受け入れの他市に関する負担軽減につなげていきたいという思いもあるというところで説明をさせていただければと思っております。

○佐野委員 今のお話で、破碎をしない理由は効率の問題だとおっしゃいましたけれども、それも一回確認したい。私はそのように理解しなかったのです。破碎施設というのは振動だとか騒音だとかいろいろなことがあるのでよそでやってもらいましょう、それにかかる費用は、運搬する費用、破碎して持っていく費用と破碎しないで持っていく費用、変わるけれどもそんなに変わりませんという説明を受けたと思っているのですけれども、今の説明だと効率を求めためという、そうですかねというのが1つ。

○小野ごみ対策課長 説明の仕方が不足していたかもしれないですけれども、今市内で破碎しているものを積み替え保管だけして、ほかの自治体の民間処理施設で処理をお願いするという部分ですけれども、民間処理施設でもう一回破碎処理をするかという、そういうことではないです。

○佐野委員 いえいえ、そういう質問ではないですけれども、お疲れのようですので、何か話が……。

○柿崎委員 今佐野委員が言われているとおり、破碎をしたり何かするというのは基本的に音の問題であったり、臭いの問題であったり、いろいろな問題が出てくるとは思うのですけれども、もともとなぜ破碎をするようになったかという、現状今二ツ塚最終処分場というところに入れてはいますが、その前は谷戸沢最終処分場。あそこに最初入れているときというのは、基本的に今の破碎処理ではなくてはっきり言ってそのまま、荷姿のまま入れていました。ですから、谷戸沢処分場というのは大きい処分場ではあるのですけれども、そういう形で入れていたので比較的寿命が短く終わってしまったと。そういう中では二ツ塚最終処分場のときには、搬入している全市町挙げて破碎処理をして小さく細かくして、新たな場所を確保できない状況の中では、できるだけ容量を減らすというのが大きな観点だったのですね。

ところが、二ツ塚最終処分場もそうはいつても寿命がだんだん短くなってきて、私がちょうどごみ対策課にいたころですから今から10数年前、そのときには寿命があと10年か20年になってしまったと言われたときに割り当て量というのを各市設けられて、毎年その割り当て量以上になるとペナルティーを課せられたというところがあった中で、各市とも、もともと燃やす能力のある焼却施設を持っているところは焼却をしたりとか、うちみたいに焼却施設にそういう能力がないところについては民間の業者をお願いして処理をしてもらったという経過があります。

そういう中でだんだんと今度は、はっきり言って二ツ塚に入れる市が減ってきた。小金井市の場合にはたしか27年7月から実は二ツ塚最終処分場にもう持っていくことをやめて、現状今民間処理施設に処理をお願いしているといったところで、はたと気づいたのは、要は破碎処理をして何も音やその他もろもろの公害を出すこと自体に疑問を抱いたところもありますし、先ほど課長が言ったように新しい施設をつくるということになると、当然ながら破碎機を入れたり何かすればそれは20年なり30年一回も修繕をせずずっと動き回っているかといえばそういうわけでもなくて、やはりランニングコストがかかってくる。そうすると費用の面もそう、という部分を総合的に勘案したときに、うちとすれば破碎処理をやめて、もともと入れていた民間処理業者にそのまま持っていくほうが効率的にもトータルすればそちらのほうが、市の財政も豊かで

はありませんので、そういう部分も含めて考えたときには、そちらのほうがいいのではないかという考えを持って今回このステップの中に入れさせていただいて、それでもやはり破碎をして持っていったほうがいいのではないかという協議会の中での議論になってしまえばそれまでですけども、市としてはそういうトータルした考え方を持ってやっております。

○三橋委員 ということは、今の話ですと、自区内処理の原則というのが基本的にありつつ、びんとかについては民間に持っていくのではなくてもう市内でやりましょうというような考え方があただけですけども、不燃とか粗大ごみに関しては今委員がおっしゃられたような経緯があったと。

○柿崎委員 結局びんも中間処理はしますけれども、最終的な処理にはなっていないのです。ペットボトルも空き缶もただ単純にインゴットなりペールにして圧縮して持っていったのを、容器リサイクル法に沿って容器リサイクル協会で最終処理をして、最終的にはリサイクルされているのです。だから、市がやっているというのはあくまでも中間処理。

○佐野委員 そうですね。僕はそのとおりだと思うのですが、自区内処理というのはリサイクルについてはそれほど縛りが無い。それから自区内処理というのは法律ではないですよ。努力目標でしかないのだから、あまり自区内処理ということを出す必要はないのではないかと。

○三橋委員 なるほど。そうすると、では今回の提案の中でもびんとかに関してはできるだけ市内でというのは。

○佐野委員 自区内処理という考え方でやるとなると、ほかのことに影響してきますねと。考え方がですよ。

○三橋委員 そうすると、今の話を聞くと、どちらかというとならば効率性なり費用が安くなったりするのであれば民間に任せられるものは任せてしまってもいいのではないかというような話で

○佐野委員 そこまではいっていない。

○三橋委員 そこまではいかない。いや、そのあんばいが僕にはよくわかっていなかったですね。

○柿崎委員 空き缶を小金井で中間処理しますよね。それで終わりではないです。その後今度、鉄骨業者なり何なりに持って行ってスチールだったらもと

の鉄に変える、アルミ缶だったらもとのアルミに変えてそれを自動車や何かの部品に使ったりするというのが、最終的に姿が変わって処理が最終的に終わったという形だと思うので、そこまでは市でできるわけではないのです。

○三橋委員 もちろん、それを言ってしまうと焼却だって灰にするまではやりますけれども、そこから先の最終処分に関しては外に持っていつていると思いますので。

○柿崎委員 外というのは二ツ塚です。

○三橋委員 二ツ塚ですね。ですので、全てが全て自区内というわけではないと思うのですけれども、一番最初に「市内で発生する一般廃棄物はできる限り市内で処理する。」というのがまず原理原則としてあるということになってくると、ではどこまでが自区内というか自市内でやらなければいけなくて、どこまでが市外なのかという、その線引きというのが難しいというか、よくわからないなというところが正直なところだったので、ここに言われていることだけで判断できるものではないのではないかなと思ったので、どのような考え方があるのかという、経緯なり背景なり一つ一つの状況に応じて考えを施していくしかないのかなと思ったりは。

○佐野委員 丁寧に説明していただくと検討しやすいと。

○四阿会長 私も三橋委員の指摘されたところをずっと思っていたのですが、自区内処理をするというのが1つの流れといいますか、法律に書いてあることではないわけですが、市町村のごみ処理に関する責任をあらわす言葉として「自区内処理」というのが出てきている。でも、自区内処理とは何なのというのがよくわかってない。「処理」という言葉自体も恐ろしく広い言葉で、今例えばびん・缶を処理すると言っているけれども、あれは処理なのかと。単に選別しているだけであると。それを「処理」というかといったら厳密には「処理」とは言わない。「前処理」という言い方はするかもしれませんが。ただ、自区内処理をすると高らかにここで最初に言っているのに、一番本来の大きな施設であるところの粗大ごみの破碎施設に関しては処理するのをやめて他の民間ということは、どう考えてもストーリーとしては合わない。

○佐野委員 考え方が一定してないのです。言葉は悪いけど御都合主義。

○四阿会長 いやいや、そこまで言わなくても。

○佐野委員 私が言う。

○四阿会長 今回、この基本計画という中でそれが出てくるわけですから、その辺のロジックというのは整理して、突っ込まれないようにしたほうがいいのではないかなと思います。

ついでに言わせていただきますと、7-5の5-12の「中間処理工程を民間に委託する場合との比較」ということですが、この2番目のところ、環境的側面では云々というところは一体誰の目から見た表現なのかというのがありまして、破碎しないものを持ってこられた自治体あるいはその住民、市民からすれば、それは小金井市の言い分でしょうということにしかならないのではないかなと思うのです。これの視点というものを自区内処理の原則を外して持っていったときにどうするのか、どういう考えでやるのかというのは、三橋委員おっしゃられたように整理して書き直す必要があるのではないかなと。周辺住民の立場それから受け入れ市の立場、さらにコストについてもですね。それから今部長がご説明されたような経緯というのも、もうここまで来たらきちんと書いてしまったほうが、説得力はあるのかなという気はいたします。

○岡山副会長 同感ですね。

○佐野委員 最後の質問ですけれども、よろしいでしょうか。

中間処理場の会議録を読ませていただいて、三島さんが納得されているのならいいのですけれども、会議の中でなぜ1か所でできないのだというような質問があったのに対して、ごみ対策課の方は、それは無理だと言っているだけなのです。それでもう中間処理場の方はもう納得してしまったのですか。

○三島委員 1か所でできないのだという、広さからして設備的にそれは無理なのだという説明があって、それで2か所にした。最初から2か所でなくて3か所だっていいではないか、何も2か所に分けることはないだろう、ほかに候補地はないのかという議論はあったのです。それは市の管理している土地いろいろあるけれども、こういうことでごみ施設の対象にはならないのだという説明があって、2か所でしょうがないのかと。こういう説明をやっていくとすれば、このような配分になっていくのだという説明は聞いている。

○佐野委員 議事録を読む範囲では、1か所でできないのですかと言ったら、いやそれは無理ですというので終わっているのです、それで納得されたのだなと。

○三島委員 いやいや。それで、いろいろな候補地の資料だとか出してもらって、それぞれこういう理由があって使えないのだと。

○佐野委員 その話をもっと前段でやられていて、私の言っているのは6月か何かの議事録でそう書かれていたもので、両方でやるということで片一方の協議会は納得して、だけれども、貫井北のほうで1か所でやれないのかという議論が出ているので、そこは非常に大きな課題だなと私は思っていたのですけれども。

○三島委員 それは無理だと。

○佐野委員 いや、だから無理だという理由が何か説明されたのですかという。

○三島委員 7ページにあるようなそれぞれの施設の積み重ねで大体こういうことになるのですという話がありました。

○佐野委員 自動車を一方通行で通したいからというような話も説明されていましたよね。

○三島委員 交差点に近いので交通障害にならないかどうか、その辺も調査した報告は聞いています。

○四阿会長 今回「分散配置」というような形の言葉が出てきましたけれども、確認したいのですが、破碎をやめてもこの面積は必要だということなのでしょうか。積み替え保管にするだけでも。

○事務局（富田） 破碎をしない場合ですけれども、現状、不燃ごみをおろしている場所の面積とは大きく異なる、逆にストックをするための場所が必要になってきますので、年末年始であるとか最大の搬入の期間を考えますと、破碎処理の施設を設けなかったとしても現状その想定に近いようなスペースの確保は行っておくべきだという想定をしています。

○四阿会長 そうしたら、その辺の部分は明確に書くべきでしょうね。

○岡山副会長 そうなのです。さっきも言ったのは、5-14で、もしこのところに破碎不燃ごみがなくなった場合には、この2,700m²は本当に要らなくなるのではないかということにもなりかねない。だから、ここは不燃・粗大の破碎ではなくて積み替えと解体と倉庫になったとしても相応の面積が必要だというのは必ずどこかに書かないと、多分納得しにくい部分ですね。

○小野ごみ対策課長 今回出し方が、あらかじめ両協議会にお示しをさせてい

ただいている書類をそのまま今回検討会議の資料としてお示ししているのですが、両協議会でもこの資料を提案させていただいたときに同様なご質問等をいただいております。そこを含めた形での資料の提出をすべきだったかなとは反省をしております。あくまでも今回の資料というのは、両協議会にお示したもののそのままでございます。

○佐野委員 それはいいのですが、三島さんのところでそれで納得しているのですねということは、市は確認しているということですよ。

○小野ごみ対策課長 議事録を読んでいただいてそういう発言をされていると思うのですが、その前に当然のことながら説明もさせていただいておりますし、質問も両協議会からいただいた質問等についても、これまでの協議会の流れというのは資料で説明させていただいているのです。その中で、1か所では無理なのですという話をしたのは二枚橋協議会のほうだと思っております、中間ではないです。

○佐野委員 貫井でもされていると思いますよ。

○小野ごみ対策課長 二枚橋からもたしか出ているのですが、貫井北から出された質問の背景の中では、確認の意味で1か所では無理ですねという確認をさせていただいている状況だったと思っております、その確認に対する答えとしては、背景をとにかく説明をせずに無理ですという答えをしたのかなと。それまでにいろいろな協議があった結果、ああいうやりとりになっているのかなと認識しておりますけれども。

○四阿会長 所定の時間になってしまったのですが、まだ議題3が残っておりますが、いかがいたしましょう。

○小野ごみ対策課長 議題3はとりあえず事前に資料をお配りさせていただいておりますので、お目通しをいただきまして、私どもといたしましては次回のおきにまだ素案の途中で、途中から案が変わるという形でもいいのかなと思っておりますけれども。

○三橋委員 でも、説明だけは軽くしてもらったほうが。

○小野ごみ対策課長 長いですよ。

○三橋委員 そんなに長いですか。

○佐野委員 長いですよ、これ。

- 三橋委員 これは今まで説明したことではないのですね。
- 四阿会長 大体、これの集約のようですが。
- 小野ごみ対策課長 では、説明だけさせていただくという形でよろしいですか。会長、よろしいですか。
- 四阿会長 若干過ぎますが、よろしいでしょうか。
- 三橋委員 よろしければ、説明してもらったほうがいいかなとは思いますが、それでも。
- 佐野委員 その前に1つ、石倉さんが前に言った定性についての質問、定性の調査について質問されている。定量ではなくて定性はやらないのかと。それはもういいのですか。
- 石倉委員 調査をやってくれとか、やらなければいけないというマストの世界ではなくて、そこはやはり考慮しなければいけないのではないですかというのは。
- 佐野委員 その定性という意味を教えてくださいなのですが。
- 四阿会長 先ほど、バリュー・フォー・マネー云々でもって比較して差が2%とか何とか、そういったことに、このような施設に関して意味があるのかというような議論が出まして、そのときに石倉さんのご意見をお聞きしたいということだったのです。
- 石倉委員 すみません、ちょっと遅くなってしまって大変申しわけなかったです。個人的な感覚だけで言うと、バリュー・フォー・マネーの感覚はあまりこういう施設にはないのかなという気はしています。投資に対するリターンをみたい世界とか、そこに何を求めるかということに対してはあると思うのですが、こういった形の施設というものに関してその価値をバリュー・フォー・マネーみたいところで求めるというのは、うまく説明できないのですが、感覚論とするとちょっと違うのだろうなど。ただ、僕は定性と定量という話をずっと言っている気がするのですが、でも両方必要だと思っていて、定量なところは何かを軸にしなければいけないと思っています。そうすると例えば投資対効果みたい世界もそうだし、そこは絶対必要だと思っていて、ではいくら定性がよかったとしても、定量的に全然コストがかかり過ぎるものをつくる意味はないだろうという話もあるので、その軸の是々非々があ

と思うのですけれども、何かしらの軸を持っておくというのは定量的には必要だと思っていて、これこれこうだからこちらのほうがいいよねという話が要ると思うのだけれども、これだけではいけないよねという感覚があって、どこに建てるかみたいな世界がもちろん出てきているのですけれども、破碎の話も含めて、周りの方たちの声を聞くという言い方は違うのかもしれないけれども、そういった意味が多分近くて、そういったものに配慮した施設にしていますよと。だから、そこは例えば少し採算度外視かもしれませんが、ちょっと投資はかかるかもしれないのだけれども、そこは踏まえましたがみたいな、そのような軸というか、そんな検討項目があってそういう盛り込みみたいなものがあるといいのかなという。

○四阿会長 多角的な視点から。

○石倉委員 そうですね。

○佐野委員 こういう嫌がる施設をつくる時にどういうファクターをきちんと整理してやるべきかということがちょっと足りないのではないのと。

○石倉委員 足りないかどうかというのは多分人それぞれの感覚なので、僕は足りないとか足りるとかという議論は控えたいのですけれども、そこはあってほしいなど。ないと、何でしょうね、利益追求の企業ではないので、利益をとってどうこうという、ステークホルダーに対してどうこう、還元みたいな世界ではないでしょうから。そうすると効率性以外の多角的なファクター、会長がおっしゃるようなところは欲しいなというのがあるという感じです。

○四阿会長 副会長が指摘されたような。

○岡山副会長 ほぼ同じだと思いますね。

○四阿会長 ありがとうございます。

議題3 清掃関連施設整備基本計画（素案）について

○四阿会長 ということで時間は過ぎてしまいましたが、どうでしょうか、ざっと。

○小野ごみ対策課長 それでは、議題3の「清掃関連施設整備基本計画（素案）について」を説明させていただきます。

資料検 7-6 をご覧ください。清掃関連施設整備基本計画の中間報告の際にも目次をお示ししておりますが、中間報告以降の検討会議での協議資料を各項目に追記してございます。追記項目は、目次のページ番号を赤く表示してございますので、ご確認ください。

それでは、順に説明させていただきます。

まず、目次の一番上に「0. 清掃関連施設整備に係る背景と目的」とございますが、こちらにつきましては、両協議会での協議を経て検討会議にお示しさせていただきたいと考えてございますので、次回以降にお示しをさせていただきます。

続きまして、検討会議資料からの変更箇所についてでございます。24 ページをご覧ください。ページの一番下段に、「3) 広域化の検討」という項目を追加してございます。

次に、26 ページをご覧ください。ページの一番下段に「④広域化」という項目を追加してございます。

次に、35 ページをご覧ください。上から6行目に「これらの検討の結果、本計画においては、不燃ごみについては積み替えのみの施設とすることを選択し、粗大ごみについては破碎処理によらず、解体・選別し、それぞれ資源化する。」という文言を追加してございます。また、その下のフローに粗大ごみの処理フローを追記してございます。

次に、39 ページをご覧ください。表の中の受け入れヤード方式の評価の項目に「展開検査の実施も可能。」と追記してございます。

検討会議資料からの変更箇所は以上でございます。

続きまして、本日の検討会議で初めてお示しする項目について説明させていただきます。63 ページをご覧ください。

「2. 6 安全衛生・作業環境計画」としてございます。「2. 6. 1 災害対策」として「(1) 地震対策」、続いて「(2) 火災・爆発対策」をお示ししてございます。

65 ページの中段からは、「2. 6. 2 安全対策」として「(1) 施設配置」、「(2) 安全設備」をお示ししてございます。

66 ページの中段からは、「2. 6. 3 作業環境対策」として「(1) 集じん

及び換気計画」、「(2) 騒音防止計画」、「(3) 振動防止計画」、「(4) その他」をお示ししてございます。

67ページの5行目からは、「2. 6. 4 危険物対策」をお示ししてございます。

続きまして、「2. 7 自動化・省力化計画」でございます。「2. 7. 1 自動制御設備」については、「自動制御設備は、分散型監視制御用計算機等の専用計算機システムにより構成される場合が多く、各システムの危険分散と信頼性の向上並びにメンテナンス等の向上を図る必要がある。」としてございます。

また「2. 7. 2 自動運転」については「清掃関連施設の自動運転としては、受入ホッパ・破袋機等のごみ詰まり解除、各種コンベヤの連動運転・停止が挙げられる。」としてございます。詳細については資料をお読み取りください。

続きまして、69ページからは「施設配置・動線計画の検討」としてございます。こちらについては議題2の内容が反映されるものをご理解いただければと思っております。

なお、「3. 1 計画上の制約条件の整理」の中で「必要に応じて都市計画の変更を検討する。」としてございますが、こちらは現在の中間処理場の区域の変更と用途地域の変更を視野に入れたものでございます。

続きまして92ページをご覧ください。「4. 2 運転人員・体制等」としてあります。「運転人員及び施設の運転管理を行うために必要な人員数は以下のとおりと想定する。」としてございます。

不燃ごみ等処理施設については、積み替え施設を念頭に置いた体制を次回お示しさせていただきます。

資源物処理施設につきましては、資料をお読み取りいただければと思っております。

リサイクル事業所につきましては、繰り返しになりますが、両協議会からのこの間の協議でいただいた意見を参考に今後の運営のあり方も含めて検討することとしてございまして、できるだけ次回までにはお示ししたいと考えてございますが、両協議会での協議によりますので、そちらはご理解いただければと思っております。

最後に96ページをご覧ください。整備スケジュールといたしまして両協議

会からのご要望等を伺い、それを反映した施設についてプラントメーカーのヒアリングを踏まえて、財源計画を付け加えた形でお示ししたいと考えてございます。

現時点での清掃関連施設整備基本計画の素案の説明は以上でございますが、今回本当はご議論いただくところでございますが、時間の関係で内容等の説明をさせていただきました。お気づきの点等ございましたら、メールで構わないと思っておりますので、事前に私どものほうにお示しいただければ次回のおきにきちんと回答させていただきたいと考えてございます。次回の検討のスケジュールはこれからまた議題になるわけでございますが、できれば次回の検討会議の1週間ぐらい前までにはいただければと考えてございますので、ご協力をお願いいたします。1週間前に事前配付しますので、さらにそれから1週間前ということですので、次回の検討会議の2週間前までにメール等でご指摘いただければと思っております。

○**四阿会長** それでは時間の関係で、今日は議題3につきましては概要説明だけということで、次回に繰り延べにしたいと思えます。

最後に、時間ありませんけれども、もし何か一言ございましたら、お願いします。

○**佐野委員** 先日、庁舎建設検討委員会という議会を聞いていたのですけれども、そこで33年度までにこの中間処理施設はつくることができませんという発表がされたのですけれども、それはもう皆さんご存じですか。

○**四阿会長** いや、私は知りません。

○**小野ごみ対策課長** 私から補足で説明させていただきますけれども、先日庁舎の関係の特別委員会という議会がございまして、その中で私が所属している庁内の検討部会の中で、33年度までに中町にあります既存の清掃関連施設がほかの場所に移設をすることは困難ですという発言をさせていただいたことは事実でございます。あくまでも、あそこから出るのは33年度までには難しいですよという発言をさせていただいておりますので、施設ができ上がる、でき上がらないという話はしたつもりではございません。あくまでも中町にある清掃関連施設を今回の清掃関連施設整備基本計画に基づいた新しい建物に機能を移転することは難しいですという発言をさせていただいたものでございます。

○佐野委員 それで、今日もらった96ページのスケジュール案がありますよね。この下の段のことですよね。

○小野ごみ対策課長 整備スケジュールの表ですね。これはあくまでも1年目、2年目、3年目と……。

○佐野委員 いやいや、それはわかっているのです。

○小野ごみ対策課長 何をおっしゃっているのかわかりませんが、きちんと説明を。

○佐野委員 33年まで缶とペットの施設を動かすことは難しいですよという話でしょう。この計画案でいけば検討を始めるのが3年目からですよね。

○小野ごみ対策課長 何の検討を？

○佐野委員 資源物処理施設でしょう。それができなければその施設を動かすということはできないのでしょうか。違うのですか。聞いていることわかりますか。

○小野ごみ対策課長 今中町にあるものは資源物の処理施設でございますので、おっしゃられていることはそのとおりですけれども、資源物の処理施設についてはやはり順番に移設をしたいと考えています。

○佐野委員 もともとの計画はこうなのだから。

○石倉委員 1年目、着手したところで起算してやるわけだから、今の33年が云々という話と5か年計画でこうやりますという話はリンクしない気がするのですけれども。

○佐野委員 しないと思った。

○石倉委員 だから、これはこれなのではないですか、単純に。これに着手したら5か年で、5年目になったら選定があつてという話だけですよね。

○佐野委員 いや、私の言っているのは、その上と下の話。

○石倉委員 上と下？

○佐野委員 2つの施設をつくるわけでしょう。

○石倉委員 そうですね。

○佐野委員 この計画案でいけば、粗大ごみのものを先につくりますよと、どこへつくるのか知りませんが。

○四阿会長 これは、この施設をつくる場合の各年次の計画ですから、33年

理解、ご了解いただきたいと思います。

また、会長につきましてはぜひ岡山副会長に引き継いでいただければと思います。これはもう私が言うことではないのかもしれませんが。

○小野ごみ対策課長 会長と副会長の選任につきましては、次回の検討会議のときに会長は互選で副会長は会長の指名という形になります。次回の検討会議で皆様方から互選をいただければと思ってございますので、よろしく願いいたします。

○佐野委員 そこで1つ確認をしておきたいのですが、会長は学識経験者から選ぶ、副会長に制限はないわけですね。会長が選ぶのだよという。

○小野ごみ対策課長 会長が指名です。

○佐野委員 それは学識経験者でなくてもいいということですね。

○小野ごみ対策課長 構わないです。

○佐野委員 そうということですね。

○四阿会長 大分時間が過ぎてしまいましたけれども、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会